

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

3 事前協議のルール化

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	現地連絡会議、県庁内連絡会議等においては、付議事項を明確に事前提示されるべきである。	現地連絡会議、県庁内連絡会議等においては、大規模商業施設の出店に関し、交通・騒音・環境等について関係機関が施設の設置者の計画を聞いた上でその内容について協議する場であり、付議事項は法令や指針配慮事項との適合性です。	9
2	大規模集客施設の出店に関する情報について、関係市町村及び関係商工会議所へ速やかに開示されたい。	本ガイドラインに基づき、出店概要を早期に公開し、情報伝達を図ります。	1
3	特定大規模小売店舗の設置者に対して「出店概要書」「地域貢献計画書」の提出の義務化を求める。	本ガイドラインは、その強力な集客力の故に周辺地域に大きな影響を及ぼす大規模小売店舗が地域とのよりよい共生関係を築いていただくことを前提に、豊かで活力あるまちづくりを目指すものであり、大規模小売店舗にまちづくりの主体者としての役割を自覚していただき、自発能動的な取組を期待するものです。	162
4	「地域説明会」の開催回数の増加(最低3回以上)と行政及び商業者団体の出席を求める。	「地域説明会」の開催は、その参加対象者を限定しておらず、行政や商業者団体は当然出席していただくものと考えております。開催回数については、地域の事情により、双方の協議によって回数を増加させるべきものと考えており、一律に増加させることは考えておりません。そこで「開催回数1回以上」という表現に改めます。	156
5	「県庁内連絡会議」への商業関係者・各種団体等の幅広い関係者の出席を可能とする修正を要望する。	「県庁内連絡会議」は、出店にあたって必要となる関係法令の調整・協議を行う場と位置付けており、法令等を所管する「愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱に定める大規模小売店舗立地法庁内連絡会議の構成員」で組織することを考えています。	171

499